

内令

海軍			海軍施設本部	海軍工作部				海軍火薬廠			海軍第六航空廠	海軍第五航空廠	海軍第四航空廠
佐世保	吳	横須賀		旅順	馬公	鎮海	大湊	第三	第二	第一			
					一	一	一	七	六	九	一	一	二
四〇	三五	六五	四五										
四〇	三五	六五	四五		一	一	一	七	六	九	一	一	二
							一						
					二	五	四	六	一九	一四	三二	七	二
一六〇	一四〇	二六〇	一六〇										
一六〇	一四〇	二六〇	一六〇	二	五	四	七	一九	一四	三二	七	二	六
三三	二八	五〇	三五		二	二	二	二二	一六	一四	八	二	五

一九三

1515

内令

備考	計	建築部			
		舞鶴	大湊	鎮海	馬公
一 各海軍建築部ノ人員ハ必要ニ應ジ彼此増減スルコトヲ得	六四				
	九九				
	三九五				
	三六六	六五	二三	二八	二〇
	九二四	六五	二三	二八	二〇
	二〇三				
	三二〇				
	一、三九				
	二六〇、四三	二六〇	四五	二〇	八〇
	三、一四	二六〇	四五	二〇	八〇
九五〇	四五	一三	二〇	一六	

一九四

参照 昭和十三年内令第五百二十號ハ造船造機造兵土木建築事務從事ノ臨時職員配屬ノ件（内令提要卷一、四八〇頁）
昭和十七年内令第千二百四十四號ハ海軍艦政本部等ニ臨時職員臨時増置ノ件



内令第六十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十六年内令第千二百七十五號増員ノ部第二南遣艦隊司令部ノ項中「特務中少尉、兵曹長附一人
(佐世保鎮守府在籍者)」ヲ削ル

昭和十七年内令第千二百六十八號中「隊附 八人」ヲ「隊附 七人」ニ改ム

昭和十七年内令第千二百七十二號中「特務中少尉一人」ヲ「中少尉(水)、兵曹長二人」ニ改ム
同年内令第千四百五號中

兵 曹 長 附 三人	二	一	ニ改ム
兵 曹 長 附 二人	二		ヲ

同年内令第千五百九十四號増員ノ部南西方面艦隊司令部ノ項中「特務中少尉、兵曹長附一人」ヲ「中
少尉(水)、兵曹長附二人(横須賀鎮守府在籍者)」ニ改ム

昭和十八年二月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

一九五

1517

第一聯合通信隊司令部

中少尉(水)、兵曹長 附 一人

昭和十六年内令第千二百七十五號ハ第三艦隊司令部等ノ人員臨時増減ノ件
 昭和十七年内令第千二百六十八號ハ東京海軍通信隊等ノ人員臨時減員ノ件
 參照 同 年内令第千二百七十一號ハ大和田通信隊定員中在籍鎮守府ニ關スル件
 同 年内令第百四百五號ハ上海在勤海軍武官府ニ人員臨時増置ノ件
 同 年内令第千五百九十四號ハ南西方面艦隊司令部等ノ人員臨時増減ノ件

内令第百六十二號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年二月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第百二海軍工作部

書記 附 臨時一人
 技手 附 臨時一人

内令第六十三號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年二月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦龍田

兵 曹、水 兵

十九人(掌砲兵高三、掌帆兵 船一、掌信號兵 普一)

○正誤

本年内令第三十七號中「通牒」ハ「通報」ノ誤

内令

二九七

1519

内令第六十四號

當分ノ間水路部、特設海軍航路部、特設海軍氣象部、特設氣象隊ノ士官、高等文官及特務士官定員、
ニハ豫備士官又ハ技術科士官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

昭和十八年二月三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

一九九

1520

内令第六十五號

未成ノ驅逐艦涼波ノ定員表(假定)ハ驅逐艦夕雲ノ定員及特修兵ノ員數ト同一トス

未成ノ伊號第四十四、伊號第四十五潜水艦ノ定員表(假定)ハ伊號第十七潜水艦ノ定員及特修兵ノ

員數ト同一トス、

未成ノ呂號第四十、呂號第四十六潜水艦ノ定員表(假定)ハ呂號第三十五潜水艦ノ定員及特修兵ノ

員數ト同一トス

未成ノ呂號第一百十二、呂號第一百十三潜水艦ノ定員表(假定)ハ呂號第百潜水艦ノ定員及特修兵ノ員

數ト同一トス

未成ノ海防艦福江ノ定員表(假定)ハ海防艦占守ノ定員及特修兵ノ員數ト同一トス

未成ノ第二十七號掃海艇ノ定員表(假定)ハ第十九號掃海艇ノ定員及特修兵ノ員數ト同一トス

未成ノ運送艦荒埼ノ定員表(假定)ハ運送艦杵埼ノ定員及特修兵ノ員數ト同一トス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

1101

1521

内令

11011

内令第六十六號

大正九年内令第二百七十三號中左ノ通改正ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

敷設艇乗員標準中「、新井崎」ノ下ニ「、前島」ヲ加フ

(内令提要卷一、四五六ノ二〇頁参照)

内令第六十七號

昭和十七年内令第七百二十五號中「聯合艦隊司令部」ヲ「南東方面艦隊司令部」ニ、「内吳鎮守府在籍者 三〇」ヲ「横須賀鎮守府在籍者 一〇〇」ニ、同年内令第七百六十五號中「聯合艦隊司令部」ヲ「南東方面艦隊司令部」ニ改ム

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 (昭和十七年内令第七百二十五號ハ聯合艦隊司令部等人員臨時増減ノ件
同 年内令第七百六十五號ハ聯合艦隊司令部ニ人員臨時増設ノ件)

内令第百六十八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

特設工作艦浦上丸

機關兵曹、機關兵

十四人 (掌機兵 補機 普二)

内令第百六十九號

伊號第四十四潜水艦

伊號第四十五潜水艦

海防艦 福江

第二十七號掃海艇

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト假定ス

呂號第百十二潜水艦

呂號第百十三潜水艦

内令

二〇三

1523

内令

右本籍ヲ吳鎮守府ト假定ス

驅逐艦 涼波

呂號第四十潜水艦

呂號第四十六潜水艦

特務艦 荒崎

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト假定ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第七十號

敷設艇 前島

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト假定ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第七十二號

南西方面艦隊民政府令中左ノ通改正セラル

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三條中「警務課、」ノ下ニ「情報課、」ヲ加フ

別表中

警務課長 司政官 一

ヲ

警務課長	司政官 一
情報課長	司政官 一

ニ、司

政官「七十五」ヲ「百二十四」ニ、理事官「四」ヲ「五」ニ、
書記「八十八」ヲ「百九十八」ニ、
通譯「八十八」ヲ「百九十八」ニ、
技手合計「三百三人」ヲ「三百六十四人」ニ改メ同表備考第三號中「省」ヲ削ル

(内令提要卷一、三〇ノ七三頁参照)

内令第七十二號

南西方面艦隊民政府事務分掌規程中左ノ通改正ス

内令

二〇五

内令

二〇六

昭和十八年三月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條中警務課ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

情報課

一 啓發宣傳ニ關スルコト

(内令提要卷一、三〇ノ七七頁參照)

内令第七十三號

南西方面艦隊民政部令中左ノ通改正セラル

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條中「アンボイナ」ヲ「シンガラジャ」ニ改ム

第三條 南西方面艦隊民政部ニ官房、政務部、經濟部及衛生部ヲ置ク共ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ定ム

1526

第四條中「課長」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項職員ノ外州知事ヲ置ク南西方面艦隊民政府總監ノ定ムル所ニ依リ其ノ指定スル州ノ行政事務ヲ管理ス

第九條ヲ削リ第七條ノ二ヲ第八條、第八條ヲ第九條トス

第十條中「又ハ課長」、「夫々」及「課長又ハ」ヲ削リ「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改ム
別表ヲ別表ノ如ク改ム

(別表一葉添)

(内令提要卷一、三〇ノ八一頁参照)

内令第七十四號

南西方面艦隊民政部事務分掌規程中左ノ通改正ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 鳴田 繁太郎

第二條 政務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

内令

二〇七

1527

- 一 政務一般ニ關スルコト
 - 二 豫算及會計經理一般ニ關スルコト
 - 三 一般調査及企劃ニ關スルコト
 - 四 治安警察ニ關スルコト
 - 五 司法關係法規、裁判檢察及行刑ニ關スルコト
 - 六 教育、宗教及文化ニ關スルコト
 - 七 各部事務ノ統一ニ關スルコト
 - 八 啓發宣傳ニ關スルコト
 - 九 他ノ部ノ所掌ニ屬セザルコト
- 第三條 經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 財務一般ニ關スルコト
 - 二 工業品ノ生産及配給竝ニ商一般ニ關スルコト
 - 三 礦物及金屬ニ關スルコト
 - 四 農林畜及水産ノ生産及配給ニ關スルコト

(別表)

(昭和十八年内令第百七十三號)

南西方面艦隊民政部定員表		ボルネオ	セレベス	セラム
長官	司政長官	一	一	一
官房主事	司政官	一	一	一
總務部長	司政官	一	一	一
經濟部長	司政官	一	一	一
衛生部長	司政官	一	一	一
部員	司政官	百七十五	百七十五	百七十四
理事官		二	二	二
附 書通技警 記譯手 部員		四百六十六	四百六十六	四百六十五
合 計		六百四十八人	六百四十八人	六百四十六人

- 備考
- 一 本表ノ外南西方面艦隊民政部ノ支部ニ箇所ニ付部員司政官六人並ニ附書記、通譯及技手十
六人ヲ増加ス
 - 二 司政官ハ必要ニ應ジ士官又ハ他ノ奏任文官ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
 - 三 附ハ必要ニ應ジ他ノ判任文官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
 - 四 海軍大臣ハ必要ニ應ジ本表ノ定員ヲ臨時増減スルコトヲ得
 - 五 本表ノ外必要ニ應ジ部員司政官ヲ置キ他ニ本職アル者ヲ以テ兼補スルコトヲ得
 - 六 本表ノ外必要ニ應ジ附トシテ軍屬其ノ他ノ人員ヲ置クコトヲ得
 - 七 本表ノ外各民政部ヲ通ジテ州知事司政長官又ハ司政官五人ヲ置ク
 - 八 本表ノ人員中州ニ配スベキ部員及附ノ人員ハ南西方面艦隊民政部總監ノ定ムル所ニ依ル

五 交通、航空及電氣ニ關スルコト

六 通信郵政ニ關スルコト

七 土木、治水及水道ニ關スルコト

八 物資ノ生産及配給ノ計畫及調整ニ關スルコト

第四條 衛生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 傳染病及地方病ノ豫防及檢疫ニ關スルコト

二 醫事、藥事及衛生資材ニ關スルコト

三 人口、保健衛生及生活ノ保護及指導ニ關スルコト

第六條 長官ハ必要ニ應ジ各部ニ課ヲ置キ各部ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各課ノ分掌事項竝ニ課ニ配スベキ課長及課員ノ人員名等ヲ具シ豫メ南西方面艦隊民政府總監ノ承認ヲ受クルモノトス

第七條 長官ハ前條ノ規定ニ依リ課ヲ置キタルトキハ其ノ分掌事項ヲ海軍大臣ニ報告スベシ

(内令提要卷一、三〇ノ八五頁参照)

内令

二〇九

1530

内令

二一〇

内令第七十五號

西ニユーギニア民政部令中左ノ通改正セラル

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ管轄區域内ノ警備ニ關聯スル事項ニ關シテハ同地方ノ警備ヲ掌ル海軍特別根據地隊司令官ノ
區處ヲ承ク

(昭和十七年内令第八百九十四號參照)

内令第七十六號

昭和十七年内令第九百六十六號中左ノ通改正ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

表ノ末尾ニ左ノ備考ヲ加フ

1531

備考
州知事應ヲ置キタル地ニハ南西方面艦隊民政府總監ノ定ムル所ニ依リ支部ヲ置カザル
コトヲ得

参照 前記内令ハ南方面艦隊民政部ノ支部ヲ置ク地等ノ件ナリ(内令提要卷一、三〇ノ八七頁)

内令第七十七號

特設海軍氣象部令中左ノ通改正セララル

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第一條中「水路部内ニ」ヲ削ル

第二條中「觀測」ノ下ニ「及通報」ヲ加フ

第七條 部長ハ水路部長ニ隸シ部務ヲ總理ス但シ作戰ニ關スル事項ニ關シテハ軍令部總長ノ指示ヲ

承ク

第十二條 海軍氣象部ノ職員ハ水路部職員ノ中ヨリ兼務スルモノトス

附則

内令

二二一

内令

二二二

戦時又ハ事變中軍令部總長水路部長指示ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

(内令提要卷一、一八ノ一頁及三八ノ五五頁參照)

内令第七十八號

特設通信隊及同分遣隊所在地、種別等ノ件中左ノ通改正セララル

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

佐世保鎮守府所管第二十一通信隊ノ部中

第二分遣隊
ス
ラ
パ
ヤ
丁
ヲ

第二分遣隊	ス ラ パ ヤ	丁
第三分遣隊	マ ラ バ ー ル	乙

ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(内令提要卷一、三八ノ五八頁參照)

内令第七十九號

特設海軍航路部等ノ所管、所屬、名稱及所在地ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

吳鎮守府ノ部中

第二遣支艦隊

第二海軍工作部

香港

ヲ

第二遣支艦隊

第二海軍工作部

香港

ニ改ム

南西方面艦隊

南方海軍航路部

スラバヤ

附則

本令ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(内令提要卷一、三八ノ三七頁参照)

内令第八十號

特設海軍航路部等ノ定員ノ件中左ノ通改正セラル

内令

111111

内令

二二四

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

南方海軍航路部定員表ヲ別表ノ如ク定ム

附則

本令ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表一葉添)

(内令提要卷一、四五六ノ一四ノ二三頁参照)

内令第百八十一號

特設海軍航路部等ノ定員ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第八、第百一、第百二、第百三海軍軍需部定員表備考第二號ヲ削リ以下順次繰上グ

(内令提要卷一、四五六ノ一四ノ三四頁参照)

1535

(別表第一ノ二)

南方海軍航路部定員表

(昭和十八年内令第百八十號)

備考 海軍大臣ノ必要ニ應ジ本表ノ定員ヲ臨時増減スルコトヲ得	計		附		部員							長			
	特務士官	士官、高等文官	中少尉(機)	中少尉(水)	技師	主計科尉官	軍醫科尉官	主計科佐官	軍醫科佐官	中少佐、大尉	大尉	中尉	大尉	少將、大佐	
	三人	二十一人 内兼務一人	一	二	八	一	一	一	兼務一	五	三	一	一	一	
兵	判任文官	下士官	准士官	主計兵	衛生兵	機關兵	水兵	技師	編修書記	書記	主計兵	衛生兵	機關兵	兵曹	兵曹長
三十一人	四十九人	十三人	八人	二	一	三	二十五	四十二	二	五	一	一	一	十	三

内令第百八十二號

特設艦船部隊令中左ノ通改正セラル

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第六十四條ノ二十二第三項中「己ト稱ス」ヲ「己、電波ヲ使用シ水上艦船等ヲ探知スル装置ヲ有スルモノヲ辛ト稱ス」ニ改ム

(内令提要卷一、六〇頁参照)

内令第百八十三號

特設艦船部隊令中左ノ通改正セラル

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設見張所定員表中

「戊」

ヲ

「戊、辛」

ニ改ム

同表備考第二號中「戊」ヲ「戊及辛」ニ、同第四號中「又ハ戊」ヲ「戊又ハ辛」ニ、同第六號中

内令

二一五

1537

「己」ヲ「己及辛」ニ、同第七號中「己」ヲ「己及辛」ニ改ム

(内令提要卷一、五六五頁参照)

内令第八十四號

特設艦船部隊特修兵配置表中左ノ通改正ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設見張所ノ部中「戊」ヲ「戊、辛」ニ改ム

同表備考第二十二號中「己」ヲ「己及辛」ニ改ム

(内令提要卷一、五七九頁参照)

内令第八十五號

特設艦船部隊定員令中左ノ通改正セラレ

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設氣象隊定員表備考中第三號ヲ左ノ如ク改ム

二、支隊長及附タル士官ハ特務士官、豫備士官又ハ技師ヲ以テ、附タル特務士官ハ豫備士官又ハ技師ヲ以テ代フルコトヲ得

(内令提要卷一、五七八ノ二頁参照)

内令第百八十六號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三十一特別根據地隊

主計兵曹、主計兵

三人

内令第百八十七號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

内令

二二七

1539

内令

二二八

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

海軍潜水學校

主計兵曹、主計兵

一人(掌經理兵)

内令第百八十八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

本令ハ昭和十八年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

海軍機雷學校

中少尉(水)、兵曹長

(附兼教官)
(教員)

五人

兵 曹

(教員)

二十一人(掌機雷兵 水測 高)

機 關 兵 曹

(教員)

四人(掌電機兵 高)

衛生兵曹、衛生兵

二人

1540

<p>主 計 兵 八 人</p>	<p>内令第百八十九號 當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス 昭和十八年二月五日 海軍大臣 嶋田繁太郎</p> <p>大井海軍航空隊 中少尉(水)、兵曹長 隊附兼教官(教員) 一人</p>	<p>内令第百九十號 昭和十八年九月三十日迄左ノ通人員ヲ臨時増置ス 昭和十八年二月五日 海軍大臣 嶋田繁太郎</p> <p>横須賀第一海兵團 大 中 尉(機) 兼分隊長 一人</p>
------------------	---	---

内 令

二二九

1541

内令

三〇

中少尉(水)	兵曹長	附兼教官	一人
兵	曹	(教員)	一人
機 關 兵	曹	(教員)	八人
工 作 兵	曹	(教員)	四人
		(教員)	一人

内令第百九十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設砲艦第一號明治丸

機 關 兵 二人

1542

内令第百九十二號

當分ノ間左ノ通各人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年内令第七十七號中「筑摩」ノ下ニ「五十鈴」ヲ加フ

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦摩耶、高雄、愛宕、鈴谷、熊野、鳥海

兵 曹、水兵 十二人(掌砲兵(高三))

参照 和十八年内令第七十七號ハ軍艦筑摩ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第百九十三號

昭和十八年三月十五日迄左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設病院船朝日丸、氷川丸

内令

三三

内令

三三三

軍醫科佐尉官 乗組 二人

衛生兵曹、衛生兵 二十人

主計兵曹、主計兵 十人(掌經理兵 一)

特設病院船高砂丸

衛生兵曹、衛生兵 二十人

主計兵曹、主計兵 十人(掌經理兵 一)
(佐世保鎮守府在籍者)

内令第九十四號

昭和十七年内令第九百八十八號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 前記内令ハ第五警備隊等ノ人員臨時増減ノ件ナリ

内令第九十五號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

驅逐艦、一等夕雲型ノ項中「玉波」ノ下ニ、「涼波」ヲ加フ

潜水艦、一等伊十七型ノ項中「伊號第四十三」ノ下ニ、「伊號第四十四、伊號第四十五」ヲ加ス

同二等呂三十五型ノ項中「呂號第三十九」ノ下ニ、「呂號第四十」ヲ、「呂號第四十四」ノ下ニ、「

呂號第四十六」ヲ、同呂百型ノ項中「呂號第一百十二」ノ下ニ、「呂號第一百十二、呂號第一百十三」ヲ

加フ

海防艦、占守型ノ項中「對馬」ノ下ニ、「福江」ヲ加フ

掃海艇、第十九號型ノ項中「第二十六號」ノ下ニ、「第二十七號」ヲ加フ

(内令提要卷三、三三頁参照)

内令第九十六號

特務艦類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

三三三

1545

内令

一三四

運送艦、杵埼型ノ項中「白埼」ノ下ニ「荒埼」ヲ加フ

(内令提要卷三、四〇頁参照)

内令第九十七號

特務艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十八年二月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特務艇、敷設艇測天型ノ項中「怒和島」ノ下ニ「前島」ヲ加フ

(内令提要卷三、四二頁参照)

1546

内令第九十八號

昭和十三年内令第三百四十一號中左ノ通改正ス

昭和十八年二月六日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「若松、」ノ下ニ「伊萬里灣、」ヲ加フ

参照 昭和十三年内令第三百四十一號ハ地方在勤海軍武官ノ在勤地ヲ定ムルノ件ナリ（内令提要卷一、二〇ノ四頁）

内令第九十九號

昭和十六年内令第八百二十六號中左ノ通改正ス

昭和十八年二月六日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「若松、」ノ下ニ「伊萬里灣、」ヲ加フ

参照 昭和十六年内令第八百二十六號ハ臨時地方在勤海軍武官定員令ノ人員配員等ノ件ナリ（内令提要卷一、四五六ノ八ノ一頁）

内令

一三五

1547

内令

三六

内令第二百號

臨時地方在勤海軍武官定員令中左ノ通改正セラレ

昭和十八年二月六日

海軍大臣 嶋田繁太郎

臨時地方在勤海軍武官定員表中函館乃至基隆ノ欄ノ下ニ左ノ如ク加フ

伊	萬	里	灣	一	一	七	七	二	八	一	八	八	七
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(内令提要卷一、四五六ノ八ノ二頁参照)

内令第二百一號

臨時地方在勤海軍武官特修兵配置表中左ノ通改正ス

昭和十八年二月六日

海軍大臣 嶋田繁太郎

函館乃至基隆ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

伊萬里灣	一	一	一	四	〇	一	〇
------	---	---	---	---	---	---	---

(内令提要卷一、四五六ノ八ノ三頁参照)

内令

二二七

内令第二百三號

大正九年内令第二百七十三號中左ノ通改正ス

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

掃海特務艇乗員標準中「第百三號」ノ下ニ「第百四號」ヲ加フ

参照 大正九年内令第二百七十三號ハ敷設艇乗員標準等ヲ定ムルノ件ナリ（内令提要卷一、四五六ノ一五頁）

内令第二百三號

昭和十七年内令第二百六十三號及同年内令第二百六十五號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 昭和十七年内令第二百六十三號ハ南西方面艦隊民政府ニ人員臨時増置ノ件
同 年内令第二百六十五號ハ放送關係業務ニ充ツル爲セレベス民政部等ニ人員臨時増置ノ件

内令第二百四號

當分ノ間左ノ通各人員ヲ臨時増置ス

内令

三三九

1550

内令

三三〇

昭和十七年内令第九百十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦翔鶴、瑞鶴、飛鷹、隼鷹

少佐、大尉 分隊長 一人(大尉(整)ヲ以テ充ツルコトヲ得)

参照 昭和十七年内令第九百十二號ハ軍艦赤城等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第二百五號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍航空技術廠支廠

少佐、大尉 部員 一人

特務士官(飛)(整) 附 一人

海軍航空技術廠

少佐、大尉 部員 兼務一人
特務士官(飛)、(整) 附 兼務二人

(海軍航空技術廠支廠職員ノ兼務)

内令第二百六號

昭和十七年内令第三百五十二號中左ノ通改正シ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

人員ヲ左ノ如ク改ム

大	佐	出仕	一人
中一少	佐	出仕	二人
主計中少	佐	出仕	一人
大	中尉(水)	附	一人
中	少尉(水)	附	三人

内令

三三

内令

二三三

中少尉	(機)	附	一人
	(工)	附	一人
衛生中少尉		附	一人
主計中少尉(主)		附	一人
兵曹長			一人
機關兵曹長			一人
主計兵曹長			一人
兵曹			五人(掌砲兵 高一、掌帆兵 高一、 掌電信兵 高三)
機關兵曹			一人(掌機兵 普)
工作兵曹			一人(掌工兵 特高)
主計兵曹			三人(掌經理兵 高一、 掌衣糧兵 高一)

参照 前記内令ハ吳鎮守府(海軍通信學校分校(假稱)設立準備員ニ充ツベキモノ)ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第二百七號

昭和十八年三月三十一日迄左ノ通人員ヲ臨時増置ス

1553

昭和十六年内令第千二百四十三號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

大分海軍航空隊

技 師 教官 一人(氣象)

参照 昭和十六年内令第千二百四十三號ハ鈴鹿海軍航空隊ニ氣象技師臨時増置ノ件ナリ

内令第千二百八號

昭和十六年内令第千二百三十八號中左ノ通改正ス

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「増備シタル場合ハ」ヲ「増備シタル場合又ハ船舶ノ狀況ニ應ジ」ニ改ム

参照 昭和十六年内令第千二百三十八號ハ警政運送船(乙)ニ定員ヲ確カガル件ナリ(内令提要卷一、四五六ノ一四ノ五八頁)

内 令

三三三

1554

内令

二三四

内令第二百九號

海軍機密物件取扱規則中左ノ通改正ス

昭年十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

別表第一軍機物件(一)砲類兵器關係ノ部中第(三)號ヲ左ノ如ク改ム

(三)	一三式信管 (一三式一號 信管ヲ除ク)	(1) 完成品 (2) 外形ヲ除ク (3) 遅働装置 性能	上欄ニ掲 グザル部 分及事項 ニシテ秘 ト指定ス ルモノ	(2)(1) 遅働秒時 試験検査 成績表(遅 働秒時記載 ノモノ)	(4) 前各號ノ 外軍機事 項記載ノ書 類	(2)(1) 部分圖 上二欄ニ 掲グザル書 類ニシテ秘 ト指定スル モノ
(3) 前各號ノ 外軍機事 項記載ノ書 類	(2)(1) 組立圖 遅働装置 圖	(3) 試験検査 成績表(遅 働秒時記載 ノモノヲ除 ク)	(2)(1) 遅働秒時 試験検査 成績表(遅 働秒時記載 ノモノ)	(2)(1) 遅働秒時 試験検査 成績表(遅 働秒時記載 ノモノ)	(2)(1) 遅働秒時 試験検査 成績表(遅 働秒時記載 ノモノ)	(2)(1) 遅働秒時 試験検査 成績表(遅 働秒時記載 ノモノ)

1555

内令第二百十號

昭和十七年内令第七百十二號中「唐山丸」ヲ削ル

同年内令第二千二百三十三號中横須賀、吳、佐世保海軍警備隊ノ部ヲ削ル

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 昭和十七年内令第七百十二號ハ特設砲艦北京丸等ニ人員臨時増置ノ件ナリ
同 年内令第二千二百三十三號ハ軍艦伊勢等ノ人員臨時減員ノ件ナリ

内令第二百十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二十四設營隊

技師 附 臨時一人

内令

二三五

1556

内令

二三六

内令第二百十二號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年二月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍運輸部

書 記 附 臨時一人(海軍省兵備局ニ於テ勤務(軍屬船員事務)セシムベキモノ)

1557

内令第二百十三號

昭和十六年内令第三百十三號中左ノ通改正ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「十一人」ヲ「五十二人」ニ、「各四人」(掌機雷兵〔普機雷〕_{一〇})ヲ「各二十人」(掌機雷兵〔普機雷〕_{一〇〇})ニ、「三人」(掌機雷兵〔普機雷〕_一)ヲ「十二人」(掌機雷兵〔普機雷〕_{六六})ニ改ム

参照 前記内令ハ海軍機雷學校定員表中水兵十一人ノ在籍鎮守府ニ關スル件ナリ

内令第二百十四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍航海學校

中少尉(水)、兵曹長

附兼教官
(教員)

七人

内令

二三七

内令第二百十五號

大正九年内令第二百七十三號中左ノ通改正ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

哨戒艇乗員標準中「第一號」及「第三十五號」ヲ削ル

同表特修兵ノ部中「第一號、」及「第三十五號、」ヲ削ル

参照 大正九年内令第二百七十三號ハ敷設艇乗員標準等ヲ定ムルノ件ナリ(内令提要卷一、四五六ノ二四頁)

内令第二百十六號

特設艦船部隊令中左ノ通改正セララル

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第八十八條中「陸上部隊又ハ艦」ヲ「艦船、部隊又ハ官衙」ニ改ム

第九十一條中「部隊又ハ艦」ヲ「艦船、部隊又ハ官衙」ニ改ム

(内令提要卷一、六五頁参照)

1559

内令第二百十七號

特務艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特務艇、哨戒艇第一號型ノ項中「第一號」ヲ、同第三十一號型ノ項中「第三十五號」ヲ削ル

(内令提要卷三、四二頁参照)

内令第二百十八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十八年二月五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第八十五潜水艦基地隊

兵 曹 二人(掌機雷兵 機雷)(吳鎮守府在籍者)

内令

二三九

1560

内令第二百十九號

昭和十七年内令第千二百二十號別表中左ノ通改正ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府ノ部横須賀防備隊ノ項哨戒艇ノ欄「第一號」ヲ削ル
吳鎮守府ノ部佐伯防備隊ノ項哨戒艇ノ欄「第三十五號」ヲ削ル

(内令提要卷三、四八頁参照)

内令第二百二十號

海軍信號操式別冊ノ通定ム

別冊ハ海軍文庫ヲシテ所要ノ向ニ之ヲ配付セシム

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

1561

Corrected by
correction following
Ad Ord # 2493 of Nov '43

内令第二百二十一號

海軍檢閲令施行細則中左ノ通改正ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第一條中「又ハ要港部司令官」ヲ「警備府司令長官又ハ海軍聯合航空總隊司令官」ニ改ム

(内令提要卷二、六二九頁参照)

内令第二百二十二號

昭和十七年内令第七百六十六號中左ノ通改正ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

別表中横五特ノ欄及同表特修兵ノ部横五特ノ項ヲ削ル

参照 昭和十七年内令第七百六十六號ハ鎮守府特別陸戰隊職員表ヲ定ムルノ件ナリ
(内令提要卷一、四五六ノ一四ノ三八ノ三八頁)

内令

二四一

1562

内令

二四二

内令第二百二十三號

祕密圖書經理規程中左ノ通改正ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

祕密圖書供給表(其ノ一)備考第七號中「依託スルコトヲ得」ヲ「依託シ又ハ廳長ノ承認ヲ經テ還納スルコトヲ得」ニ改ム

(内令提要卷一、八一九頁參照)

内令第二百二十四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年二月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第八海軍軍需部(マダン支部ノ職員ニ充ツベキモノ)

兵科、主計科 佐官 支部長 一人

1563

兵科、主計科佐尉官	部員	兼務二人
中少尉、(水)、(機)		
兵曹長、機關兵曹長	附	二人
主計中少尉(主)、主計兵曹長		
兵曹、機關兵曹、主計兵曹		三人(特修兵適宜)
技師部員	臨時一人	
技師部員	臨時六人	
第百二海軍軍需部(マノクワリ支部ノ職員ニ充ツベキモノ)		
兵科、主計科佐官	支部長	一人
兵科、主計科佐尉官	部員	兼務二人
中少尉、(水)、(機)		
兵曹長、機關兵曹長	附	二人
主計中少尉(主)、主計兵曹長		
兵曹、機關兵曹、主計兵曹		三人(特修兵適宜)

内令

二四三

1564